

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (A_h + 800) \} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN C33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦57.0cm 横58.26cm 奥行40.5cm なので

$$A_h = 58.26 \times 40.5 = 2359.53 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (2359.53 + 800) \} 2359.53$$
$$= 104.17 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{sop}$
 $= \{ (104.17 - h) / (104.17) \} 138.3$

ストーブ等の背面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl1}$
 $= \{ (104.17 - h) / (104.17) \} 91.63$

ストーブ等の側面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl2}$
 $= \{ (104.17 - h) / (104.17) \} 76.39$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)ー(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

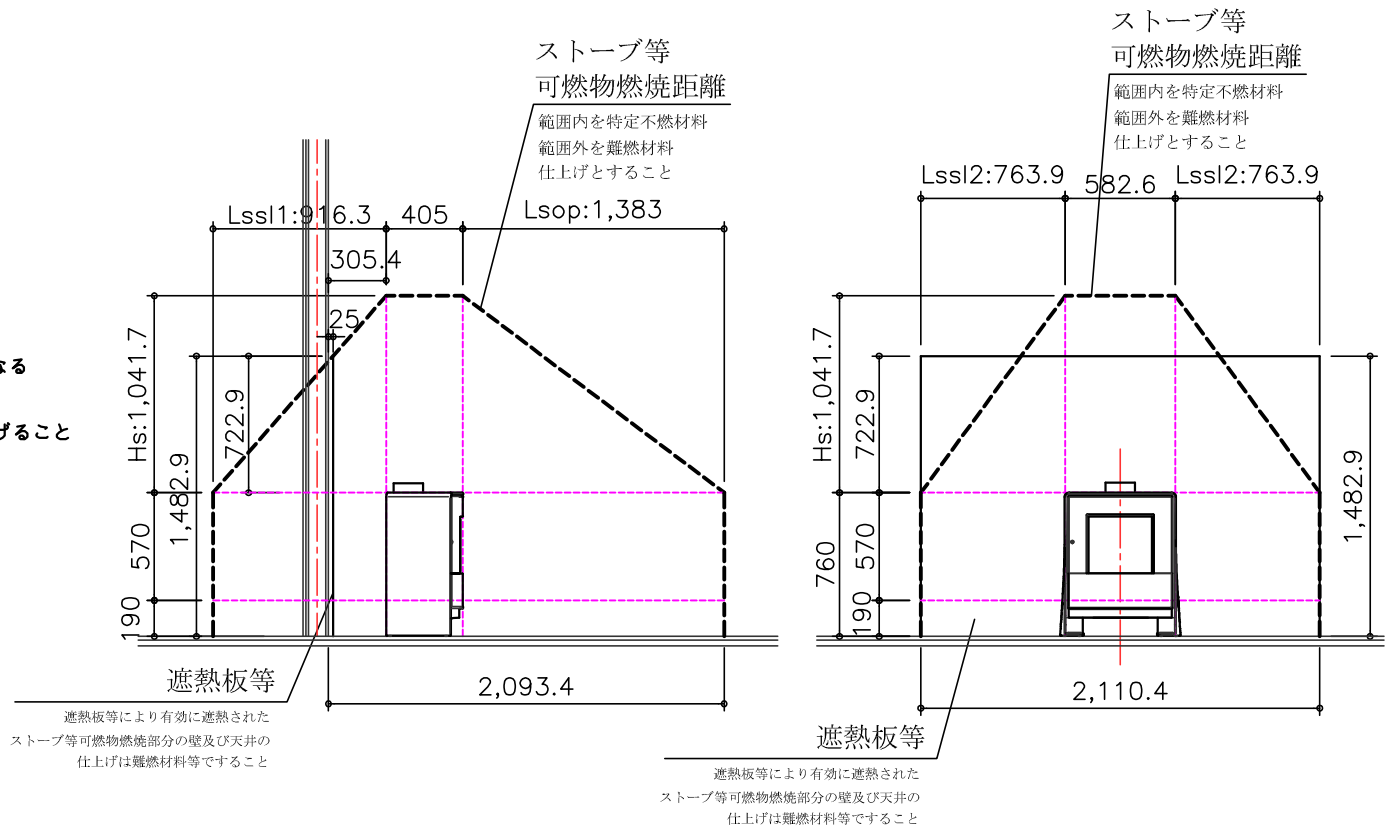
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN C33 の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 104.17/2 = 52.09 (\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時	
	記号	cm ²	材質	記号	mm	最小距離 mm
正面	Av1	3320.82	ガラス	Lsop	1383.0	—
背面	Av1	3320.82	鋳物	Lssl1	916.3	305.4
側面	Av2	2308.50	鋳物	Lssl2	763.9	300.0
上面	Ah	2359.53	鋳物	Hs	1041.7	520.9



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		編者	2023年7月28日	
図面名	C33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			図番	設計	製図	舟木	図番	2/2